

桶川市公共工事前金払要綱

(平成5年6月28日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定により行う前金払の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払（第5条に規定する中間前金払を除く。次条及び第4条において同じ。）の対象となる公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下「建設工事」という。）で1件の請負代金額が500万円以上のもの

(2) 土木建築に関する工事の設計及び調査又は測量で1件の委託金額が500万円以上のもの

(前金払の割合等)

第3条 前払金（前金払により支払う金銭をいう。以下同じ。）の額は、次の各号に掲げる額（10万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 前条第1号に掲げる公共工事 1件の請負代金額に10分の4を乗じて得た額以内

(2) 前条第2号に掲げる公共工事 1件の委託金額に10分の3を乗じて得た額以内

2 継続費に基づく2年以上にわたる契約に係る前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の額に対して行うものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約に係る前金払は、当初に締結した契約の請負代金額又は委託金額に対して行うものとする。

4 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約に係る前金払は、当該契約に

基づく各年度の債務負担行為の年割額に対して行うものとする。

(前金払の申請等)

第4条 前金払を受けようとする者は、契約締結の日から起算して30日以内に、様式第1号の前金払申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の審査を行い、前金払が適当と認めるときは、様式第2号の前金払承認通知書により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により前金払の承認を受けた者が、前払金の支払を受けようとするときは、様式第3号の前金払請求書に保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証証書(正副2通)を添えて市長に提出しなければならない。

(中間前金払の対象)

第5条 既にした前金払に追加してする前金払(以下「中間前金払」という。)の対象は、1件の請負代金額が500万円以上で、かつ、工期が3月を超える建設工事とする。

(中間前金払の要件)

第6条 中間前金払は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行うことができるものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 継続費等に基づく2年以上にわたる契約の中間前金払については、前項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該年度の工事実施期間」と、同項第3号中「建設工事」とあるのは「当該年度の建設工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該年度の年割額等」と読み替えて、前項の規定を適用する。

(中間前金払の割合等)

第7条 中間前払金(中間前金払により支払う金銭をいう。以下同じ。)の額は、

建設工事1件の請負代金額の10分の2（10万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）以内の額とする。

2 継続費に基づく2年以上にわたる契約に係る中間前金払は、当該継続費の各年度の年割額に相当する部分の額に対して行うものとする。

3 繰越明許費に基づく翌年度にわたる契約に係る中間前金払は、当初に締結した契約の請負代金額に対して行うものとする。

4 債務負担行為に基づく2年以上にわたる契約に係る中間前金払は、当該契約に基づく各年度の債務負担行為の年割額に対して行うものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第8条 部分払が認められている建設工事については、当該建設工事の受注者は、中間前金払又は部分払のいずれかを選択し、契約締結時に様式第4号の中間前金払と部分払の選択に係る届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による選択は、契約締結後の変更はできないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、継続費の2年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

（中間前金払の申請等）

第9条 中間前金払を受けようとする者は、様式第5号の中間前金払認定申請書に様式第6号の工事履行報告書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の審査を行い、中間前金払が適当と認めたときは、当該提出があった日から起算して7日以内に、様式第7号の認定調書により当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により中間前金払の認定を受けた者が、中間前払金の支払を受けようとするときは、様式第8号の中間前金払請求書に保証事業会社の中間前払金保証証書（正副2通）を添えて市長に提出しなければならない。

（前払金等の支払期限）

第10条 市長は、第4条第3項又は前条第3項の規定による請求があったと

きは、請求書を受理した日から起算して14日以内に前払金又は中間前払金（以下「前払金等」という。）を支払わなければならない。

（前払金等の変更）

第11条 前払金等の支払を受けた者は、契約内容の変更により請負代金額又は委託金額に著しい増額が生じたときは、次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に定める額から既に支払を受けた前払金等の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金等の支払を請求することができる。この場合においては、あらかじめ、保証契約を変更し、当該変更後の保証契約に係る保証証書（正副2通）を添えて、市長に対し、請求しなければならない。

（1）第2条第1号に掲げる公共工事 当該増額後の請負代金額に10分の4（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を乗じて得た額

（2）第2条第2号に掲げる公共工事 当該増額後の委託金額に10分の3を乗じて得た額

2 前払金等の支払を受けた者は、契約内容の変更により請負代金額又は委託金額が著しく減額された場合において、既に支払を受けた前払金等の額が、次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該減額された日から30日以内に当該超過した額を返還しなければならない。ただし、市長は、当該期間内にその者に対し部分払の支払をするときは、当該部分払の額から当該超過した額を控除して返還に充てることができる。

（1）第2条第1号に掲げる公共工事 当該減額後の請負代金額に10分の5（中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を乗じて得た額

（2）第2条第2号に掲げる公共工事 当該減額後の委託金額に10分の4を乗じて得た額

3 市長は、前項の規定にかかわらず、その超過した額が相当の額に達し、前払金等の使用状況から返還することが著しく不適當であると認められるときは、当該前払金等の支払を受けた者と協議して返還すべき額を定めるものとする。ただし、請負代金額又は委託金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合は、市長は、返還すべき額を定め、当該前払金等の支払を

受けた者に通知するものとする。

(遅延利息)

第12条 市長は、前条第2項の規定により前払金等を返還すべき者が、その期間内に返還しなかったときは、当該期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じて返還すべき額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として徴収することができる。

(前払金等の使途の制限)

第13条 前払金等の支払を受けた者は、前払金を公共工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則（平成9年3月26日市長決裁）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月28日市長決裁）

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月3日部長決裁）

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月15日市長決裁）

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附 則（平成21年7月13日市長決裁）

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

附 則（平成23年6月10日市長決裁）

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成27年11月24日市長決裁）

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

2 改正後の桶川市建設工事前金払要綱の規定は、平成27年12月1日以後に契約を締結した建設工事について適用し、同日前に契約を締結した建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月7日市長決裁）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の桶川市建設工事前金払要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告若しくは通知又は随意契約に係る見積書の提出の依頼を行った請負契約に係る建設工事について適用し、同日前に入札の公告若しくは通知又は随意契約に係る見積書の提出の依頼を行った請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月26日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年4月10日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年9月28日市長決裁）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年5月20日市長決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和5年3月15日市長決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

合 議	会計主管課長	入札主管課長

決 裁					

前 金 払 申 請 書

年 月 日

桶川市長

住所

受注者

氏名

印

年 月 日付けで契約を締結した下記に係る前金払の
支払いを申請します。

記

- 1 件 名 _____
- 2 場 所 _____
- 3 工事請負代金額 金 _____ 円
(委託金額)
- 4 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 前金払申請額 金 _____ 円
- 6 添付書類 契約書の写し

前金払承認通知書

桶 第 号
年 月 日

様

桶川市長

印

年 月 日付けで申請のあった前金払について、下記のとおり承認する。

記

- 1 件 名 _____
- 2 場 所 _____
- 3 工事請負代金額 金 _____ 円
(委託金額)
- 4 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
- 5 前金払承認額 金 _____ 円

前金払請求書

年 月 日

桶川市長

住所

受注者

氏名

印

年 月 日付けで契約を締結した下記に係る前金払いの
支払いを請求します。

記

1 件 名 _____

2 場 所 _____

3 工事請負代金額 金 _____ 円

(委託金額)

4 期 間 年 月 日から

年 月 日まで

5 前金払請求額 金 _____ 円

6 承認年月日 年 月 日 桶 第 号

7 振込先金融機関(別口座)

振 込 先	金融機関名			
	支店名			
	種別	口座番号	普通預金	
	名義人			

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

桶川市長

住所
受注者
氏名 印

下記の工事については、
〔 中間前金払
部 分 払 〕 を選択します。

記

- 1 工 事 名 _____
2 工 事 場 所 _____
3 工事請負代金額 金 _____ 円
4 契 約 年 月 日 年 月 日
5 工 期 年 月 日から
年 月 日まで

注1 中間前金払又は部分払のどちらか一方を選択してください。

注2 契約締結後は選択内容の変更はできません。

中間前金払認定申請書

年 月 日

桶川市長

住所

受注者

氏名

印

下記の工事について中間前払金の支払の請求をしたいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

※添付書類 工事履行報告書

工 事 履 行 報 告 書

工 事 名			
工 期	年 月 日	～	年 月 日
日 付	年 月 日（ 月分）		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
年 月		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
		差 ()	
(記載欄)			

監督員	現場 代理人	主任（監理） 技術者

- (注) 1 報告は、月報を標準とする。
 2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。
 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

認定調書

第 号
年 月 日

様

桶川市長

印

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

工 事 名	
工事場所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	金 円
摘 要	

中間前金払請求書

年 月 日

桶川市長

住所

受注者

氏名

印

年 月 日付で請負契約を締結した工事について、保証事業会社の保証証書を添えて、下記のとおり中間前払金の支払を請求します。

記

1 工 事 名 _____

2 工 事 場 所 _____

3 工事請負代金額 金 _____ 円

4 工 期 年 月 日から

年 月 日まで

5 中間前払金請求額 金 _____ 円

6 承認年月日 年 月 日 桶 第 号

7 振込先金融機関（別口口座）

振 込 先	金 融 機 関 名			
	支 店 名			
	種別	口座番号	普通預金	
	名 義 人			

※中間前払金の請求は、中間前払金保証証書（正副2通）を添えて行ってください。